

10年で3割増

女性登録者のさらなる増加に期待



女性税理士の割合は10年前の12.14%から14.77%へ上がっているものの、同じ税理士制度のあるドイツ税理士会の35%と比べると格段に低い。あらゆる分野での女性の社会進出や活躍が求められている中、現状ではその期待に応えているとは言い難い。業界では女性割合のさらなる上昇を求める声が高まっている。

日本の割合はドイツの半分

今年3月末時点の女性登録者は1万1423人で、前年同期から299人増加したことが日税連の調べで分かった。10年前の8580人からの増加率は33.14%で、男性の6.15%を大きく上回る。税理士全体に占める割合も年々高まり、今年14.77%となった。ただ、女性割合は平成15年に初めて全体の1割を超過して以降、いまだ2割にも程遠い状況だ。

他の士業者の女性割合も税理士同様に10%台にとどまっている。隣接士業の公認会計士は3万316人のうち女性が4220人で、割合は13.92%と税理士より低い。女性割合が比較的高いのは弁護士

で、3万8980人のうち女性は7179人、割合は18.4%だが、税理士を若干上回る程度にとどまる。

女性税理士の割合について全国女性税理士連盟(女税連)の伊藤佳江会長は「増えていることは歓迎すべきだが、まだ十分とは言えない」との認識だ。伊藤会長は、日本と同じように税理士制度があるドイツでは女性税理士の割合は35%にも上ることから、「当面の目標はドイツと同水準の割合に設定している」という。

伊藤氏のように女性税理士を増やす必要があると見る税理士は多い。本紙1590号で紹介したアンケート調査では、「女性税理士を増やすべき」という設問に対し、賛成は82人となり反対の10

人を大きく上回った。

多数の税理士が女性を増やすべきと考える理由のひとつは、女性増加のための策を業界として講じることで、税理士界に興味を持つ人が増えると捉えていることにある。前述のアンケートには「近年の受験者の減少にも歯止めになる」、「どの層にアピールして資格に興味を持ってもらうのが得策であるかと考えた時に、現時点でマイノリティーである女性を対象にしたPRが有効」と、女性が活躍できる仕事であることのアピールによって受験者のすそ野が広がることを期待する声が寄せられた。

またアンケートでは、「女性社長からは同性でないと相談しにくいという声がある」と、女性税理士を求める納税者のために環境整備をすべきと

いう声もあった。帝国データバンクが5月22日に公表したデータによると、全国の女性社長の比率は7.8%で、10年前の6.3%から1.5ポイント上昇している。社長として手腕を振るう女性が増えている中で、

女税連「各組織の女性役員を増やす」

女性税理士を求める声が高まっていくことは十分考えられる。

税理士会や支部会の役職者に女性が少ないために女性の意見が取り入れられにくいという意見もある。女性税理士の活躍の場を増やす方法について女税連の伊藤会長は、「税理士会の各組織で女性の役員を増やして、さまざまな意見を取り入れやすい環境を作ることが大切だと思います。そうすれば、男女の差別なく活躍できることに加え、税理士という仕事が重要であることがより社会に伝わるようになるはず」と語る。

現状では各会の部委員会の女性登用割合は1割程度にとどまる。この理由について関東地方の税理士会に所属するAさん(女性)は、「所属する会支部の役員は、大規模事務所や歴史のある事務所の人ばかり。『多種多様な人材を登用する風土がないのではないかと考えてしまい、会務に関わることを敬遠している』と、支部活動への抵抗感について語る。政府は2020年に向けて指導的地位にある人のうち女性が占める割合を少なくとも30%程度にすることを目標に掲げており、ま

た日税連は各会の部委員会での女性会員の登用割合を20%とする目標を定めて協力を呼び掛けているが、まずは女性が活動しやすい風土の醸成が必要だ。

なお隣接士業の日本公認会計士協会では、平成28年に、女性の関根愛子氏が会長に就任。会計士の仕事を女子高校生に伝えることを目的としたイベントを都内で開催するなど女性へのアピールを強化している。

平成29年度の税理士試験の5科目合格者は795人で、そのうち女性は211人と全体の26.54%を占めた。この割合を維持していけば現状14.77%の女性税理士割合はさらに高まることが期待される。また、前述の女性税理士Aさんは、「国税で調査官や徴収官を務める女性は以前よりも増えていると聞く。その人たちが退官後に税理士登録をすれば女性税理士は確実に増える」と、OB組の増加にも期待を寄せる。女性割合の高まりは、性別にかかわらず活躍できる職業になりつつあることを示す。女性がさらに増えるような業界に改善していくことが求められている。

TOPIC

大企業の税務申告 2020年から紙は「無申告」扱い



国税庁が法人の電子申告の義務化を周知するリーフレットを作成し、ホームページ上で公開した。電子申告の義務化は2020年4月以後に開始する事業年度から適用され、それ以降の紙による申告は「無申告」扱いとなる。電子申告の義務化は将来的に中小企業にも拡大される方針となっており、全ての顧問先にとって無関係ではない話だ。(詳細2面)

NEWS CLIP

- 4 税の視点から見る
製薬会社の大型買収
矢内一好
- 5 税論卓説
加算税を巡る諸問題
岡田俊明
- 6 税理士のための地方税講座
山口一雄
- 7 裁決事例要旨集
- 8 丸わかり確定拠出年金
菱田雅生
- 10 税界七十年の歩み
富岡幸男